

泉南市道路認定基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道を認定するために必要な事項を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図ることを目的とする。

(認定対象道路)

第2条 この基準により市道認定することができる道路(以下「認定対象道路」という。)は、一般交通が利用する公共性のある道路で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第1号に基づき定められた道路
- (2) 都市計画法第29条に基づき開発許可を受けた開発行為若しくは同法29条ただし書きに掲げる開発行為に関する工事により設置され、同法第40条に基づき市に帰属された道路
- (3) 国等の補助金を得て、若しくは本市の単独費用で、新設改良される若しくは新設改良された道路
- (4) 国若しくは他の地方公共団体の用地を占用許可や管理協定に基づき管理する道路
- (5) 国若しくは他の地方公共団体から移管を受けた、若しくは協定等により移管を受けることが確定した道路
- (6) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第42条第1項第5号に基づき特定行政庁からその位置の指定を受けた道路(位置指定道路)
- (7) 道路法第48条の13の規定に基づく自転車専用道路等
- (8) 前各号のほか、個人若しくは団体が築造した道路

(接続道路)

第3条 認定対象道路は、次の各号に定める接続道路条件のいずれかに該当するものとする。

- (1) その両端が道路法第3条に規定する道路(以下「道路法上の道路」という。)に接続している道路(図-1)
- (2) その一端が道路法上の道路に接続し、他端が国から移管を受けた法定外公共物のうち、現に不特定の人及び車両が通行している区間に接続している道路(図-1)

- (3) その一端が道路法上の道路に接続し、他端が河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）等他の法令に基づき国若しくは地方公共団体が管理している道路に接続している道路（図-1）
- (4) その一端が道路法上の道路に接続し、他端が学校、公園、鉄道駅その他の公共の用に供する施設に接続している道路（図-2）
- (5) その一端が道路法上の道路に接続している循環状道路（図-3）
- (6) その一端が道路法上の道路に接続している延長が35メートル（道路有効幅員が6メートル以上の場合は50メートル）以下の袋路状道路（図-4）
- (7) その一端が道路法上の道路に接続し、35メートル（有効幅員が6メートル以上の場合は50メートル）ごとに転回広場を有する35メートルを超える（終端区間は15メートル以下）袋路状道路（図-5、参考図）

（道路の構造等）

第4条 認定対象道路の構造は、次の各号に定める条件を満たしていなければならない。

- (1) 有効幅員は、原則として4メートル以上とすること。ただし、第2条第1項第7号に定める道路及び公共性を有し、特に必要があると認めるものについては、この限りではない。
- (2) 道路は極端に屈曲していないこと、又、道路の接続部及び交差箇所並びに屈曲部は、道路の幅員に応じた有効な隅切りを有すること。
- (3) 路面排水施設を備えている若しくは路面排水ができる形状であり、その流末は、民有地を経由することなく公共の排水施設に流入していること。
- (4) 道路の縦断勾配は9パーセント以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。
- (5) 路面は良好に舗装されていること。
- (6) 道路の敷地の地表、地下及び上空に道路法の規定に基づく占用許可を受けるとの出来ないような物件が存在しないものであること。ただし、道路占用許可の対象となる物件であっても道路管理上支障のない状態および構造を備えていること。
- (7) 路面及び道路構造物は、損傷箇所がなく、通行車両が道路に与える衝撃や地震、風圧等に対して安全なものであること。

- (8) 道路の安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、照明施設、転落防止柵等の道路付属物が設置されていること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、原則として「道路構造令」(昭和45年政令第320号) および「泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例」(平成25年3月29日条例第6号) に定める基準を満たしていること。

(利用の状況)

第5条 認定対象道路が第2条第1項第2号または第6号若しくは第8号に規定する道路で第3条第1項第5号から第7号のいずれかに該当するときは、その利用の状況について、次の各号に定める条件を満たしていること。

- (1) 当該道路にのみ接している戸建住宅(以下「併用住宅」を含む。)敷地が原則として3敷地以上あること。
- (2) 当該道路にのみ接して、戸建住宅敷地と集合住宅敷地等(戸建住宅敷地以外の敷地)が混在するときは、戸建住宅敷地が原則として2敷地以上あること。ただし、この場合の認定対象道路は、道路法上の道路に接続している端部から戸建住宅敷地が接している部分までとし、戸建住宅が建築されていない場合は建築が完了した後に、所有権移転および道路認定の手続きを行うものとする。
- (3) 当該道路は不特定の人及び車両が通行することが予測されるもの又は現に通行しているものでなければならない。

(権原の取得)

第6条 認定対象道路の敷地についての市の権原は、第2条第1項第1号及び第3号に該当する場合を除き、所有権、地上権、地役権、使用権、管理権(占有を含む。)のいずれかを取得していなければならない。ただし、認定対象道路が第2条第1項第2号または第6号若しくは第8号に該当する場合、市が取得する敷地の権原は所有権に限る。

2 前項ただし書きに規定する道路の敷地の所有権を取得するに当たっては、次の各号に定める条件を満たすものでなければならない。

- (1) 敷地の所有権を無償で市に移転できるものであること。
- (2) 敷地に所有権以外の一切の権利が設定されていないこと。
- (3) 敷地について、土地分筆登記、相続登記、所有権以外の権利の抹消登記、対象地の合筆登記等、第1号の所有権移転登記を行うにあたり必要な登記が完了していること。

- (4) 敷地について、不法占拠物件が存在したり、その敷地をめぐる係争中である等、紛争が未解決のままでないこと。
- (5) 敷地の所有者全員の承諾があること。
- (6) 市が必要と認める道路付属物、その他の構造物は市へ無償譲渡すること。

(市道の廃止)

第7条 市道認定を廃止できる道路は、次のとおりとする。

- (1) 道路の新設又は改築により、既存道路を存置する必要がないと認めた道路
- (2) 公益上特に廃止を必要とし、交通上支障がないと認めた道路。
- (3) 国道、府道のいずれかに認定されるか、若しくはその区域に含まれ、交通上支障がないと認めた道路。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

- 2 この基準は、令和4年8月1日から施行する。

図-1

第3条第1項 (1) (2) (3) 関係

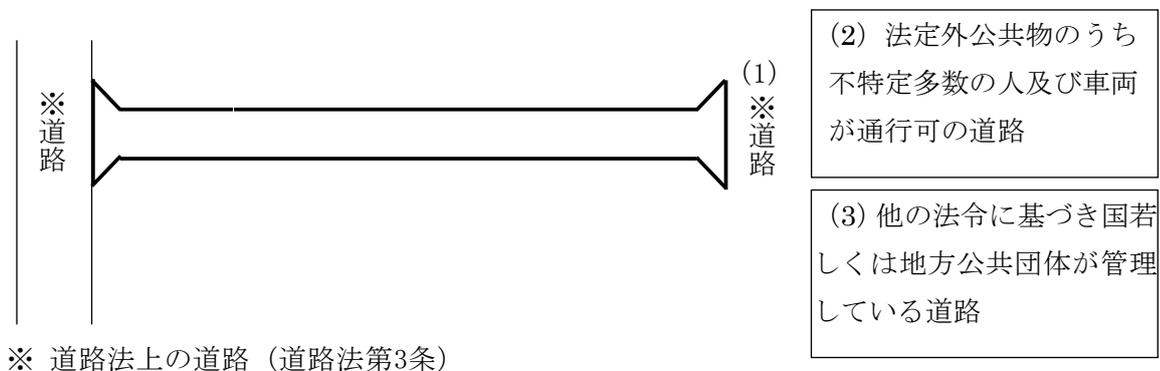


図-2

第3条第1項 (4) 関係

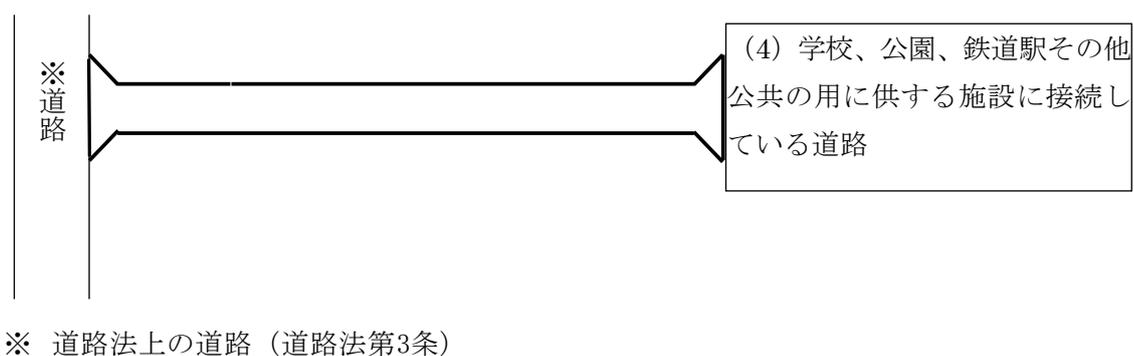


図-3

第3条第1項 (5) 関係

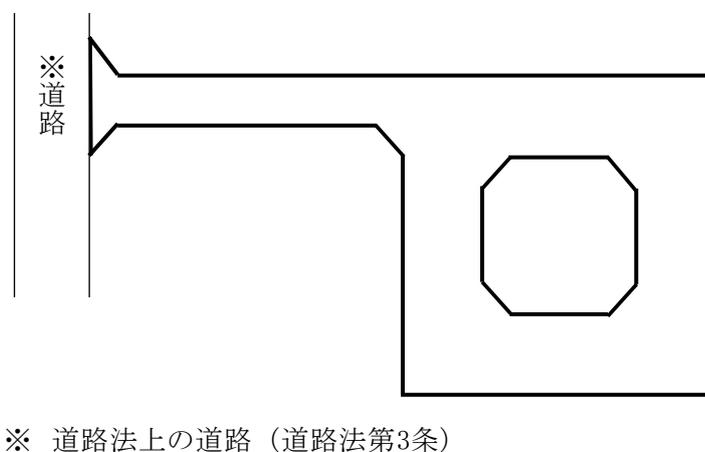


図-4

第3条第1項 (6) 関係

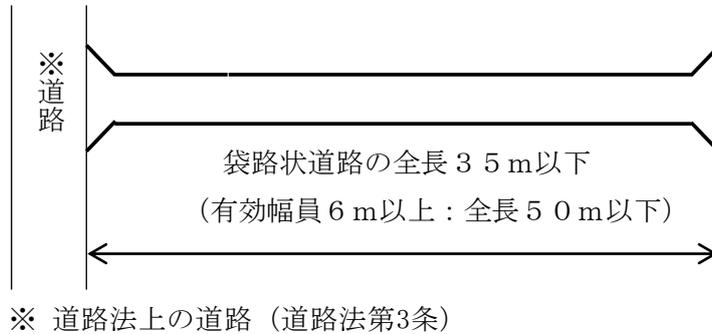
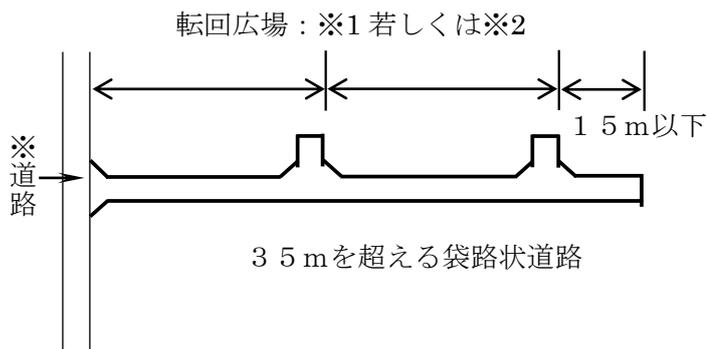


図-5

第3条第1項 (7) 関係



※ 道路法上の道路 (道路法第3条)

※1 3.5 m ごとに転回広場を設ける。

※2 有効幅員 6 m 以上の場合は 50 m ごとに転回広場を設ける。

転回広場参考図

* 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定による自動車の転回広場の形状、寸法は、次のとおりとする。(※S45年建設省告示第1837号)

